

朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和6年7月4日（木）午後4時00分～午後4時40分

2 開催場所 朝日町役場 2階 第1会議室

3 本委員会に出席した委員（13名）

農業委員		
2番	山岡	知博
3番	弓野	良子
4番	青木	清美
5番	水島	英樹
6番	大濱	秀弥
7番	折谷	秀幸
8番	荒尾	和彦
9番	高嶋	香織
10番	清水	智也
11番	中野	義博
12番	清水	正雄
13番	大森	雅昭
14番	石原	孝之

4 説明者 農業委員会 事務局長 平坂 昌美
事務局長代理 佐渡 譲
事務局員 山崎 康治

5 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件
- (3) 議案第3号 農用地利用配分計画の決定の件
- (4) 議案第4号 非農地通知申出の件
- (5) 協議事項 富山県農業施策に関する政策提案について
- (6) その他

6 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。
ただ今から、7月の農業委員会定例会を開会いたします。
それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

会長 それでは、これより、7月の農業委員会会議を開催いたします。
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第19条第2項の規定により11番 中野 義博 委員、12番 清水 正雄 委員を指名します。

それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。
どうぞよろしくお願いいいたします。
それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説明いたします。

議案書は、1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見を求めます。

令和6年7月4日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は1件で、申請面積は715.00㎡です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町横水〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は高岡市戸出町6丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町越〇〇〇番外1筆、地目は田、2筆、合計715.00㎡です。

権利の設定としては、「譲受人の要望による」となります。

大森雅昭委員、石原孝之委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、南保地区、越地内、譲受人の自宅から約3km、車で約6分圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在譲受人は、あさひ農学舎の農業研修生として、令和4年5月から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇において研修を受けており、令和7年4月末に任用期間満了を迎え、任用期間満了後に申請地に隣接する空き家に居住する予定としている。

申請地では、ブルーベリーを栽培して、販売する計画があり、また、居住予定地の隣接地になることから、適正に管理・耕作されるものと思われま。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は先にも述べたとおり、申請地にブルーベリーを栽培する予定としており、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思いま。

議案第1号は以上でございます。

よろしくお願いいいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思いま。

大森雅昭委員と石原孝之委員から意見書をいただいておりますので、大森雅昭委員から意見をお願いいたします。

大森委員 譲受人については、事務局から説明のあったとおり、あさひ農学舎の農業研修生として研修を受けておられ、研修終了後に、申請地に隣接する空き家に居住され、申請地では、ブルーベリーを栽培して、将来的には販売を予定されていることから、許可基準については、問題ないものと考えます。

ただ、申請地周辺については、サルなどの有害鳥獣による被害が懸念されることから、町に対しては、有害鳥獣対策への積極的な指導・協力を要望したいと考えます。

会 長 続きまして、石原孝之委員いかがでしょうか。

石原委員 事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま

す。また、譲受人については、ブルーベリーの栽培・販売に関して、非常に具体的な計画をもっておられ、居住予定地の町内の住民としては、町内の活性化にも繋がるものと考えており、定住を歓迎しております。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませ

んか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可

いたします。

会 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」と議案第3号「農用地利用配

分計画の決定の件」につきまして、関連がありますので、合わせて上程いたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定の件」、次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、朝日町の定める農用地利用集積計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

続いて、10ページをご覧ください。

議案第3号「農用地利用配分計画の決定の件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、朝日町の定める農用地利用配分計画案の提出がありましたので、その決定につき意見を求めます。

今回の集積計画は、農地中間管理事業にかかるものとそれ以外という2部構成となっております。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

初めに、農地中間管理事業以外の集積計画についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は2件となり、

田：2筆：5, 882.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

続きまして、6ページをご覧ください。

農地中間管理事業以外についての利用権設定状況の内訳です。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、1件、2,404.00㎡、再設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、1件、3,478.00㎡、新規設定となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各2件、5,882.00㎡、相対契約であります。

町外の借り手は、0件、0.00㎡、町外の貸し手は、0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて、農地中間管理事業にかかる集積計画についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は3件となり、

田：18筆：32,762.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

次に、9ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる集積計画の利用権設定状況の内訳です。

10年以上の借り手及び貸し手が、3件、32,762.00㎡、うち再設定を含む申請は、1件、2,654.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各3件、32,762.00㎡のうち、借り手は全て公社となっております。

町外の貸し手は、1件、2,654.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて配分計画についてですが、12ページをご覧ください。

今回の概要といたしまして、申請件数は5件となり、

田：21筆：36,208.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となっております。

次に、13ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業にかかる配分計画の利用権設定状況の内訳となります。

6年以上及び10年未満の借り手及び貸し手が、1件、2,965.00㎡、再設定となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、4件、33,243.00㎡、うち再設定を含む申請が、2件、3,135.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計 各5件、36,208.00㎡のうち、貸し手は全て公社となっております。

町外の借り手は、0件、0.00㎡、全て町内の方で、町内各地区分は、表のとおりとなっております。

なお、今回の申請の中には、耕作者変更に係る申請として再配分が2件含まれております。

議案第2号及び第3号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第2号及び議案第3号の議案につきまして、審議したいと思います。

ご意見及びご異議はありませんか。

会 長 議案第2号の13番の案件について、今後、相対契約の新規・更新ができなくなることを考えると、設定期間が短いように思えるが、何か理由があるのか。

事務局 申請地については、申請地を含めて2筆の仲間田となっており、もう一つの農地に利用権設定がされているため、終期を合わせたものです。

また、申請地の借受者については、ほとんどが相対契約となっていることから、利用権設定の終期を迎える際には、農地中間管理事業への移行についても説明を行いたいと考えております。

会 長 その他に、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定いたします。

会 長 次に、議案第4号「非農地通知申出の件」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 14ページをご覧ください。

議案第4号「非農地通知申出の件」、次のとおり非農地通知の申出がありましたので意見を求めます。

令和6年7月4日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾 和彦

非農地通知は、通常、農業委員会が実施する農地パトロール（農地の利用状況調査）や荒廃地調査において、自然荒廃による非農地の基準に該当するものに対して農業委員会定例会で非農地判断を行ったあと、所有者に対して農地法第2条第1項に規定する「農地」でない旨を通知するものです。

非農地の判断は、農地パトロールの際にご説明しておりますが、一般に「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」や「その土地が周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」で、基盤整備等が計画されていない土地について、「農地に該当しない」ことを判断するものです。

今回は、個人からの申請によるものです。

申請人は、朝日町南保町〇〇番地〇、〇〇 〇さんです。

申請地は、朝日町石谷字上土〇〇〇番外19筆、地目は田で、計6,017㎡です。

申請人は、固定資産税の地目が田となっていますが、現況が山林であることから、農業委員会に申し出てられました。

この申し出を受け、申請人及び清水委員に同行いただき、現地付近を確認いたしま

した。

15ページをご覧ください。具体的に田の位置をヒモつけることができないので、概ねのエリアを記させていただきます。

申請地一帯は、山林化しており、農地に必要な水源の確保や現地へ向かう道も荒廃しており、農地に復元したとしても継続して利用することは困難であると判断しております。

再度、14ページをご覧ください。

申請人は、2番から6番の5名の方です。

申請地は、山崎字滑谷の12筆、地目は田で、計664.91㎡、現況は山林です。

いずれの申請地も、山から流れ出る土砂等を受ける谷止工などの治山工事を行いました。

エリアを保安林指定するうえで、農地があると保安林指定することができず、非農地判断によって、地目を変更したいものであります。

16ページをご覧ください。

具体的に田の位置をヒモつけることができないので概ねのエリアを記させていただきます。

申請地は、山崎地内字滑谷です。

申請地一帯は、山林化しており、農地に必要な水源の確保や現地へ向かう道も荒廃しており、農地に復元したとしても継続して利用することは困難であると判断しております。

農業委員会から非農地の通知を発行した後、地目を山林に変更されるものであります。

農業委員会として非農地として判断し、非農地通知の発行は可能と考えます。

以上、非農地通知の申出の件として、6件 田32筆 6,681.91㎡となります。

よろしく申し上げます。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第4号の議案につきまして、審議したいと思えます。ご意見及びご異議はありませんか。

水島委員 　国や県の補助事業による間伐事業を行う際に、地目が田では事業ができないこととなっていたが、今でも取扱いは変わらないのか。

事務局 　今回の議案第2号の2番から6番までについて、治山事業のエリアには、保安林指定する必要があり、その際には、登記地目が田では指定ができないため、非農地判断を行うものであります。

水島委員の質問について、国や県の補助事業による間伐事業等については、地目が農地ではできないという取扱いは変わっておりません。

会 長 　その他に、ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定し、非農地として申請者に報告するとともに、農地台帳から削除することといたします。

会 長 次に、3 協議事項「富山県農業施策に関する政策提案について」、6月定例会時にお渡しさせていただいておりますが、継続してほしいこと、追加したい意見などありましたら、ご発言願います。

会 長 昨年度の富山県農業施策に関する政策提案書の5 農産物の販売促進・生産振興等の①について、富富富よりもコシヒカリのほうが需要が高く、現在の消費者米価が、富富富よりもコシヒカリのほうが高い状況にあります。

今年度は、コシヒカリから富富富への切り替えが進む中で、富富富の米価の低下が続けば、コシヒカリに戻す人も出かねないため、県には、富富富の一層のブランド化に向けた取組みや販売促進を図っていただきたい旨を常設審議委員会において発言したいと考えております。

会 長 その他にご意見はありませんか。

会 長 それでは、引き続き、富山県知事に対して、担い手の経営安定等、喫緊の課題対応に配慮いただくよう、富山県農業会議を通じて提案させていただきたいと思っております。

今後の予定としては、市町村農業委員長等の代表による審議委員会で検討し、11月の農業委員会大会で内容を決議して、その後、富山県知事へ政策提案する予定となっております。

また、翌年2月定例会に、県からの回答をお話しさせていただきたいと考えております。

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。

続いて、その他に移ります。

事務局から何かありませんか。

事務局 次回開催日について…8月6日(火) 16:00～

会 長 その他に意見はありますか。

(意見なし)

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして7月の農業委員会定例会を閉会いたします。

みなさま、お疲れ様でした。

・午後4時40分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和6年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員